

## 第5章 維持管理に関する計画書

(

(

## 維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け（該当車両のみ）、内容物に違いがないか目視確認する。（詳細は次頁維持管理計画書のとおり）	
	施設操業時の維持管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮水工（埋立地及び調整池）、堰堤、浸出水集排水設備、浸出水処理施設等の日常点検を行い異常が認められた場合は、直ちに修復を行う。</li> <li>放流水、地下水の水質検査を定期的に実施し、水質の悪化が認められた場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。</li> <li>異常があった時は、厚真町と胆振支庁等関係機関に連絡する。</li> <li>埋立地内ターンスペースより南側は埋立当初において雨水区域としているため、この箇所の埋立時には排水経路の切替を確実に行う。（詳細は、次頁以降の維持管理計画書のとおり）</li> </ul>	
	施設整備・点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検：遮水工（埋立地及び調整池）、堰堤、浸出水処理施設等（詳細は次頁以降の維持管理計画書のとおり）</li> <li>定期点検：放流水、地下水等 (点検箇所、点検内容、点検方法及び頻度は維持管理計画書のとおり)</li> </ul>	
維持管理に関する記録及び閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検、定期点検の結果及び措置を記録保存する。</li> <li>埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量を記録保存する。</li> <li>水質（放流水、地下水）の測定結果を記録保存する。</li> <li>上記において作成したファイルは管理棟内に閲覧場所を設け保管する。（閲覧時間は午前9時から午後4時までとする。）保管の期間は処分場の廃止までとする。また、別紙に示す法の規定を遵守した記録・閲覧を行う。</li> </ul> <p>閲覧場所：(仮称) 苦小牧支店 第2事業所 厚真町字共和 114-7</p>		
排ガスの性状・放流水の水質等の数値	施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状 ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )			
硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)			
窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )			
塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )			
ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> -TEQ)			
放流水の水質 pH	5.8～8.6	5.8～8.6	埋立開始後 排水基準に係る項目については、1回/年以上 水素イオン濃度 BOD SS 1回/月以上
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20	60	
化学的酸素要求量 (mg/l)	—	—	
浮遊物質量 (mg/l)	10	10	埋立終了後 放流水は埋立開始後と同じ。 放流水とは別に原水の測定を以下の通りとする。 (廃止直前2年間以上)
川マハガシ抽出物含有量 (鉱油) (mg/l)	5	5	排水基準に係る項目については、1回/6月以上 水素イオン濃度 BOD SS 1回/3月以上
川マハガシ抽出物含有量 (動植物性油) (mg/l)	30	30	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	10	10	

## 別紙

## 記録・閲覧方法

埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	翌月の末日までに備え置くこと。 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合 に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
遮水工の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下す るおそれがあると認められた場合に措置を講じた年 月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の 末日までに備え置くこと。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化 が認められた場合に、その原因の調査その生活環境 の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月 の末日までに備え置くこと。
上記措置の内容	
調整池の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末 日までに備え置くこと。
調整池の点検の結果、調整池が損壊するおそれがある と認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置 の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月 の末日までに備え置くこと。
浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末 日までに備え置くこと。
浸出液処理設備の点検の結果、浸出液処理設備の機能 に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当 該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月 の末日までに備え置くこと。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、 記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する 月の翌日の末日

○記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供すること。  
 ○閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

## 維持管理計画

当該施設の使用にあたっては、管理責任者が安全面・衛生面等に細心の注意をはらい、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」を遵守する。

### 1. 受入要領及び搬入管理

- 1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- 2) 産業廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け（該当車両のみ）内容物に違いがないか目視確認する。
- 3) ばいじん及び焼却灰（以下「ばいじん等」という）の受け入れは、飛散を防止するため調湿、若しくは、梱包、固化などの措置を行っていないばいじん等の搬入は禁止する。このため、排出業者からの事前報告及び搬入時の調査を行う。
- 4) 埋立地内はターンスペースを境に南北に区分けされており、埋立当初は北側のみ埋立し、南側は埋立せず雨水区域として直接排水することから、埋立箇所を間違わないように搬入車両の誘導を確実に行う。
- 5) 有害物質を含む恐れがあるもの及び産業廃棄物を処理するために処理したものについては、前もって排出事業者に検査結果の提示を求め確認する。また、自社物は担当者から最終処分場へ書面で検査結果を通知する。
- 6) 埋立られた産業廃棄物の種類及び数量の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。
- 7) 運搬車退出時に車両が泥等で汚れた場合は、洗車スペースで汚れを落としてから退出する。

### 2. 埋立管理

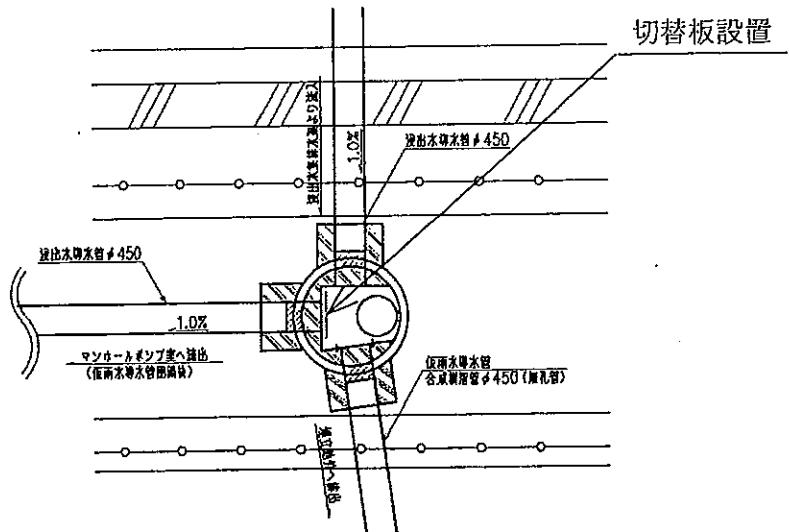
#### 1) 埋立地の構造及び埋立方法

##### (1) 埋立地の構造

埋立地内はターンスペースを境に南北に区分けされている。これは当処分場のようにある程度埋立面積が大きいため、区分け及び埋立区域を限定することにより廃棄物に接しない区域を設定でき雨水として排水できることとなる。このことにより埋立初期の浸出水面積を少なくでき浸出水量を低減できることから、効率的な浸出水処理を可能としている。また、埋立初期における想定外の降雨についてもある程度の余裕をもった処理が可能となり、滞水する可能性が減少することから、漏水等における埋立地の安全性の向上も図られる。

##### (2) 埋立方法

- ・ 埋立初期～ターンスペース天端高さまでは北側区域のみ埋立する。南側区域は埋立せず雨水区域として直接排水する。（接続マンホールの状況は以下の通り。）



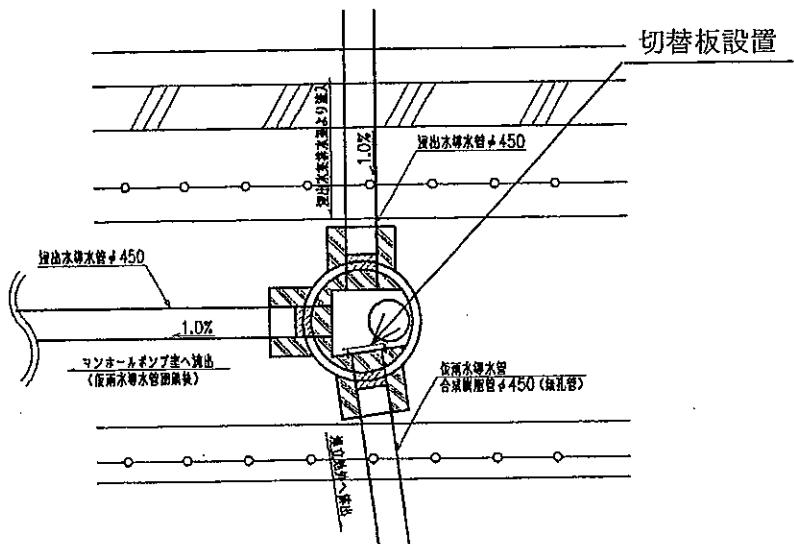
北側区域が上記高さ付近まで埋立が進行した時点で接続マンホール内の切替板を浸出水導水管側からはずし開放する。仮雨水導水管側は切替板を設置し流下できないようにする。

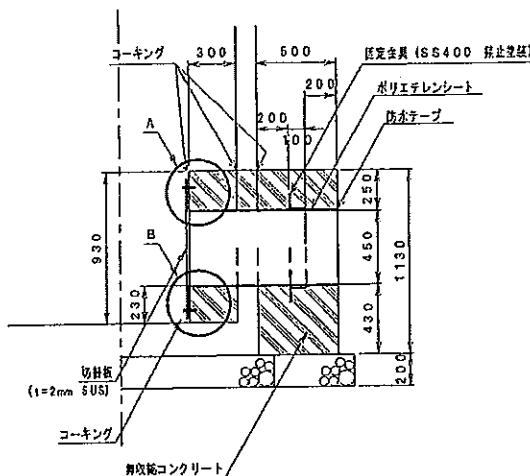
また、仮雨水導水管側への切替板設置に際しては施工に細心の注意を払い、浸出水が仮雨水導水管側へ流下しないよう万全を期す。

手順は以下のとおり。施工時には写真撮影を行い記録として廃止まで保管する。

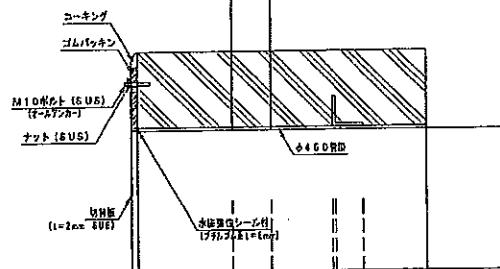
1. 浸出水導水管側の切替板のボルトをはずし、切替板をはずす。
2. はずした切替板のブチルゴム系パッキンをはずす。
3. 仮雨水導水管側に切替板を設置し、同時に水膨張性シール材（ブチルゴム系）を切替板端に設置する。その後ボルトを締める。
4. ボルト締結後、さらに端部にコーティング材を設置する。

(接続マンホールの状況及び切替板の詳細施工図は以下の通り。)

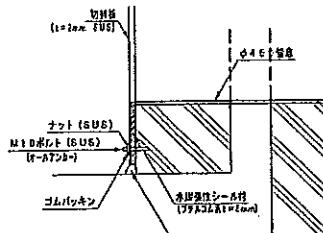




A部詳細図  
S=1:10



B部詳細図  
S=1:10



- 「廃止の確認の申請」を提出し適合通知後、マンホールポンプ室内のポンプを撤去し、接続マンホールの仮雨水導水管切替板を開放する。(廃止の基準については「7. 廃止の確認の申請及び廃止基準」参照)
- 2) 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車両の誘導ならびに提示を徹底する。
- 3) 廃プラ、ゴムくずは15cm以下のもののみ受け入れ、埋立を行う。
- 4) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。
- 5) 埋立用としてブルドーザー等を常備して、能率良く安全に埋立を行う。
- 6) 廃棄物の飛散及び火災防止のため、燃え殻、廃油等飛散または火災発生の原因となる廃棄物を埋立する場合は必要に応じて即日覆土を行う。また、初期消火用に消火器を事務所内に1本設置する。
- 7) 処分場外に悪臭が発散しないように必要に応じて即日覆土の実施または、消臭剤を散布する。
- 8) ねずみの生息及び害虫の発生を防ぐため必要に応じて即日覆土の実施または、殺虫剤を散布する。
- 9) 法面付近の埋立作業には遮水工の損傷防止のために特に慎重な埋立作業を行う。
- 10) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずることとする。
- 11) ガス抜き設備を設けて埋立地から発生するガスを排除することとする。

### 3. 水質の管理

下記水質検査の結果、水質の悪化または基準値を超過した際には、胆振支庁環境生活課に連絡する。

#### 1) 地下水の水質の管理

(1) 最終処分場の周縁の 3ヶ所の地下水観測井戸から採取した地下水の水質検査を次により行う。

イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩素イオン濃度を測定・記録する。

ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。

ハ. 埋立開始後、電気伝導率及びイオン濃度を1ヶ月に1回測定・記録する。

二. 電気伝導率又は塩素イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。

ホ. 地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、産業廃棄物の搬入を中止し、その原因の調査、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

地下水水質の検査項目及び頻度

水 質 項 目	検査基準 (単位は以下)	測定頻度		
		埋立前	埋立開始後	
			年1回 以上	月1回 以上
(1) アルキル水銀	検出されないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.0005mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(3) カドミウム	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(4) 鉛	0.05 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(5) 六価クロム	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.05 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(6) 硫素	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	検出されないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(7) 全シアン	0.03 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	検出されないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(8) ポリ塩化ビフェニル	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.03 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(9) トリクロロエチレン	1 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(10) テトラクロロエチレン	0.02 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(11) ジクロロメタン	0.002 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.004 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(12) 四塩化炭素	0.004 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.02 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(13) 一・二-ジクロロエタン	0.04 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.02 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(14) 一・一-ジクロロエチレン	1 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(15) シス-一・二-ジクロロエチレン	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.04 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(16) 一・一・一-トリクロロエタン	0.002 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	1 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(17) 一・一・二-トリクロロエタン	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.002 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(18) 一・三-ジクロロプロペン	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.002 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(19) チウラム	0.003 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(20) シマジン	0.02 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(21) チオベンカルブ	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.003 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(22) ベンゼン	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.006 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(23) セレン	10 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	0.01 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.8 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	1 mg/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(25) ふつ素	*	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	1 pg-TEQ/l	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(27) 塩化物イオン				
(28) 電気伝導率				
(29) ダイオキシン類				

\* 塩素イオン濃度または電気伝導率の測定において、万一異常が認められた場合、速やかに地下水等検査項目およびダイオキシン類濃度を測定し、かつ記録する。

2) 放流水の水質管理

- イ. 排水基準等に係わる項目について1回/年以上水質を測定・記録する。  
 ロ. 水素イオン濃度、BOD、SSについて1回/月以上測定・記録する。

放流水質排出基準の設定及び頻度

( )は日平均値。

水質項目	単位	設定基準	測定頻度	
			年1回以上	月1回以上
(1) アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	○	
(2) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l以下	0.005	○	
(3) カドミウム及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(4) 鉛及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(5) 有機隸化合物(バラチオノン、メチルバラチオノン、メチルジメトン及びエチルバラニトロフェニルチオノンベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	mg/l以下	1	○	
(6) 六価クロム化合物	mg/l以下	0.5	○	
(7) 硼素及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(8) シアン化合物	mg/l以下	1	○	
(9) ポリ塩化ビフェニル	mg/l以下	0.003	○	
(10) トリクロロエチレン	mg/l以下	0.3	○	
(11) テトラクロロエチレン	mg/l以下	0.1	○	
(12) ジクロロメタン	mg/l以下	0.2	○	
(13) 四塩化炭素	mg/l以下	0.02	○	
(14) 一・二-ジクロロエタン	mg/l以下	0.04	○	
(15) 一・一-ジクロロエチレン	mg/l以下	0.2	○	
(16) シスー・ニ-ジクロロエチレン	mg/l以下	0.4	○	
(17) 一・一・一-トリクロロエタン	mg/l以下	3	○	
(18) 一・一・ニ-トリクロロエタン	mg/l以下	0.06	○	
(19) 一・三-ジクロロプロパン	mg/l以下	0.02	○	
(20) チラウム	mg/l以下	0.06	○	
(21) シマジン	mg/l以下	0.03	○	
(22) チオペンカルブ	mg/l以下	0.2	○	
(23) ベンゼン	mg/l以下	0.1	○	
(24) セレン及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(25) ほう素及びその化合物	mg/l以下	10	○	
(26) ふっ素及びその化合物	mg/l以下	8	○	
(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l以下	100*	○	
(28) 水素イオン濃度(水素指数)	—	5.8~8.6		○
(29) 生物化学的酸素要求量	mg/l以下	60		○
(30) 浮遊物質量	mg/l以下	10		○
(31) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l以下	5	○	
(32) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l以下	30	○	
(33) フェノール類含有量	mg/l以下	5	○	
(34) 銅含有量	mg/l以下	3	○	
(35) 亜鉛含有量	mg/l以下	5	○	
(36) 溶解性鉄含有量	mg/l以下	10	○	
(37) 溶解性マンガン含有量	mg/l以下	10	○	
(38) クロム含有量	mg/l以下	2	○	
(39) 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup> 以下	(3,000)	○	
ダイオキシン類	pg-TEQ/l以下	10	○	

\* 11につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下。  
 注) 設定基準は原則として現時点での法基準と同一としたが、(25)、(26)、(27)については、将来的に猶

予期間が終了した時ときにでも対応できるように設定した。

### 3) 浸出水処理設備の維持管理

- イ、放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。万が一排水基準等の基準値を超過した場合は、ただちに放流を停止し、胆振支庁環境生活課に連絡する。
- ロ、浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。

点検設備・項目	点検方法	異常時の対応
前処理設備（スクリーン目詰り）	目視	直ちに補修、異物除去
加温設備（灯油残量、外観）	目視	直ちに補修、補充
油水分離設備（浮遊物量）	目視	直ちに補修
生物処理設備（空気量、配管）	目視	直ちに補修
凝集沈殿設備（配管）	目視	直ちに補修
薬注設備（薬品残量、ポンプ、配管）	目視	直ちに補修
高度処理設備（目詰り、充填剂量、配管、外観）	目視	直ちに補修
汚泥処理設備（配管、外観）	目視	直ちに補修
消毒設備（外観）	目視	直ちに補修

ハ、浸出水処理施設運転における維持管理についての詳細は以下のとおりとする。

#### (1) 日常監理

当施設は汚泥の搬出を除き全自動運転である。したがって、基本的には日常監理は機器の目視点検及び監視盤の確認とする。

#### (2) 異常時の対応

施設の異常時（機器停止、薬品不足、自然災害（地震、落雷等）、火災時等）には一旦全ての処理工程を停止し（マンホールポンプ室及び調整池ポンプ室のポンプを含む）、自動復帰せず担当職員が異常箇所の確認、対策を行った後手動にて処理を再開する。

#### (3) 点検記録等

日常点検、定期点検の結果及び措置を記録保存する。

#### (4) 原水濃度の把握

pH、BOD、SS、窒素、ノルマルヘキサン抽出物含有量（鉱油）の原水濃度を1回/1ヶ月、(12月～3月を除く) 排水基準等に係る項目を1回/年流量槽にて採取測定を行う。12月～3月については原水が発生した場合のみ上記頻度・項目で測定を行う。

#### (5) 放流水量の把握

放流水量はポンプ稼動時間積算計から（ポンプ稼動時間）×（ポンプ定格流量）にて毎日確認、記録する。（12月～3月を除く）12月～3月については放流が発生した場合のみ上記頻度・項目で測定を行う。

(6) 放流濃度の把握

放流濃度は「2) 放流水の水質管理」に示す項目頻度で測定・記録する。

(7) 水温低下時の対処方法

水温低下時は加温設備（蒸気ボイラー）にて 10° 以上に水温を設定した後、処理工程に進むよう運転管理を行う。（自動運転）

(8) 汚泥脱水機の運転及び脱水汚泥の搬出

脱水汚泥はコンテナにより埋立地へ定期的に搬出するが、汚泥脱水機は自動運転であるため、原水水質により汚泥量が多くなった場合は脱水汚泥の搬出頻度をあげる。

## 4. 施設の管理

### 1) 日常点検

#### (1) 埋立地

点検箇所	点検内容	点検方法	異常時の措置
堰堤	堰堤の崩壊、流失	目視	直ちに復旧
遮水工	破損、漏水	目視	直ちに補修
浸出水集排水設備	損傷、詰まり	目視	直ちに補修、清掃
調整池	破損、漏水	目視	直ちに補修
ガス抜き設備	破損	目視	直ちに補修
雨水集排水施設	破損、土砂の堆積	目視	直ちに補修、清掃
廻い	破損	目視	直ちに補修
立札	破損	目視	直ちに補修
搬入道路	路面状況	目視	直ちに補修
場内道路	路面状況	目視	直ちに補修
浸出水処理施設	各設備	目視（監視盤含む）	直ちに補修

※調整池については日常点検の他に、天候、水量等勘査しながら浸出水処理に支障が無い範囲で  
スタック等により水位観測を1回/6月行い記録する。

#### (2) 浸出水処理施設

「3. 3) 浸出水処理設備の維持管理」に示す表の項目を毎日行う。

### 2) 定期点検

点検箇所	点検内容	点検方法	点検頻度	異常時の措置
浸出水処理設備	全般	定期点検	1回/年	直ちに補修
地下水観測井	破損	目視	1回/年	直ちに補修
トラックスケール	全般	定期点検	1回/年	直ちに補修

## 5. 設備に異常を生じた際の処置

- えん堤、遮水工等の破壊、水質測定結果に異常が発生した場合は、産業廃棄物の受け入れを中止し関係方面に連絡をすると共にその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 大雨・地震時には各設備の点検を行う。
- 浸出水処理施設については、異常警報を担当職員に通報するシステムを設置するとともに、自動的に処理工程を停止し、担当職員が各設備の点検を行った後、処理を再開する。

- 4) みだりに人が埋立地内に入らないように埋立地の周囲に設けた囲い（飛散防止柵と共用）が破損した場合は直ちに補修を行う。
- 5) 見やすい状態で設置した、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札について、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行う。
- 6) 浸出水調整池を定期的に点検した結果、浸出水調整池が破損のおそれがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- 7) 埋立地周辺に設置した雨水排水路について、破損及び流下能力不足が生じた場合は速やかに機能の回復を行う。

## 6. 埋立終了から廃止までの維持管理

- 1) 埋立終了後悪臭の防止、火災の防止、衛生害虫の発生防止のため約 0.5m の最終覆土を行う。
- 2) 地下水の水質検査（地下水等検査項目）を「3. 1) 地下水の水質管理」に示す表の項目・頻度で行う。
- 3) 放流水の水質検査（排水基準等に係る項目）を「3. 2) 放流水の水質管理」に示す表の項目・頻度で行う。
- 4) 原水（浸出水）の水質検査（排水基準等に係る項目）を 1 回 / 6 ヶ月行う。また、pH、BOD、SS については 1 回 / 3 ヶ月行う。（廃止に当っては、廃止申請の直前 2 年間以上（埋立終了後検査を含む）にわたり測定を行う）  
ただし、一般に廃棄物は埋立終了後暫く安定化しないため、安定化の兆しが見えた時点で徐々に上記頻度まであげるものとし、それまでは「3. 2) 放流水の水質管理」に示す表の項目・頻度で行う。
- 5) ガスの発生が認められた場合の測定頻度は 1 回 / 6 ヶ月とする。
- 6) 埋立地内の温度測定は、廃止の確認の申請直前に行う。
- 7) 最終覆土の損壊を防止するために定期的な点検を行うとともに、損壊が認められた場合は速やかに補修する。

## 7. 廃止の確認の申請及び廃止基準

廃止の確認の申請にあたっては、廃止基準を満たしていることを確認後申請する。以下に廃止基準の概要を示す。

- (1) 覆土等の措置より、悪臭及び衛生害虫等が発生しないこと。

- (2) 覆土、可燃性ガスの排除等の措置より火災の発生が防止されていること。
- (3) 年1回以上おこなっている地下水水質検査結果が地下水水質基準に適合していること。ただし、地下水水質が検査項目のいずれかにおいて適合しなくなるおそれがある場合は認められない。
- (4) 原水(浸出水)水質が次に掲げる頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目で排水基準等に適合していること。
- a) 排水基準等 6ヶ月に1回以上
- b) pH、BOD、SS、窒素含有量 3ヶ月に1回以上
- (5) 埋立地からのガス発生が認められること、もしくは埋立ガス発生量の増加が2年以上にわたって認められないこと。
- (6) 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないこと。  
(「異常な高温になっていないこと」とは、周辺地中の温度の差が摂氏20度未満であることを言う)
- (7) 覆土等により開口部が閉鎖されていること。さらに覆土等の沈下、亀裂等の変形が認められないこと。(維持管理基準)
- (9) 埋立地からの浸出水およびガス等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現在生じていないこと。

※ (3)、(4)、(8)について埋立処分終了後に実施された検査結果が必要

- 1) 悪臭の発生が認められないこと。
- 2) 火災の発生のおそれがないこと。
- 3) はえ等の衛生害虫等の異常な発生が認められないこと。
- 4) 地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。
  - (1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。
  - (2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなる恐れがあること。
- 5) 保有水(浸出水)の水質検査の結果が以下の要件をみたすこと。
  - ・排水基準等に係る項目に適合していること
- 6) ガスの発生量の増加が2年間以上にわたり認められないこと。

測定方法：埋立地内豊型ガス抜き管より測定し、測定方法は「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル」P27、28(流量)に記載されている方法で行う。

7) 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないこと。

(「異常な高温になっていないこと」とは、周辺地中の温度の差が摂氏20度未満であることを言う)

測定方法：地表より鉛直方向に1メートル間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。周辺の土地の温度測定箇所は、少なくとも廃止予定2年前に胆振支庁生活環境課と協議して設置する。

8) その他

・「廃止の確認の申請」を提出し適合通知後、マンホールポンプ室内のポンプを撤去し、接続マンホールの仮雨水導水管切替板を開放する。

#### 8. その他必要な事項

1) 維持管理積立金を積み立てる。

#### 9. 跡地利用計画

1) 最終覆土( $t = 0.5m$ )をした後、緑化する。

